

## 船舶事故調査報告書

令和元年 9月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	被引浮体搭乗者死亡
発生日時	平成30年9月9日 10時10分ごろ
発生場所	茨城県美浦村稲荷ノ鼻北東方沖（霞ヶ浦南部） 下新田四等三角点から真方位167.5° 430m付近 （概位 北緯36°00.0′ 東経140°22.4′）
事故の概要	水上オートバイManato Vは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成30年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ Manato V、0.1トン 232-40918茨城、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、188kW、平成22年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成30年7月12日 免許証交付日 平成30年7月12日 （令和5年7月11日まで有効） 搭乗者 男性 51歳
死傷者等	死亡 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.2m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、長さ約15mのえい航索で本船船尾と‘浮環の形状をした浮体（外径約110cm、内径約35cm、定員1人）’（以下「本件浮体」という。）とを連結し、知人1人（以下「搭乗者」という。）を本件浮体に乗せ、平成30年9月9日10時00分ごろ稲荷ノ鼻北東方の湖岸を出発し、遊走を始めた。 船長は、時々後方を振り向き、搭乗者が、前方に体の正面を向け、本件浮体の中央に腰を下ろして両足を前に伸ばし、両舷に設置された取っ手を両手でそれぞれつかんでいる様子を確認しながら約40km/h

の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進した。

船長は、左旋回を始め、ふと搭乗者の様子を見たとき、搭乗者が本件浮体から右舷前方に回転しながら落水したのを目撃した。（図 1 参照）

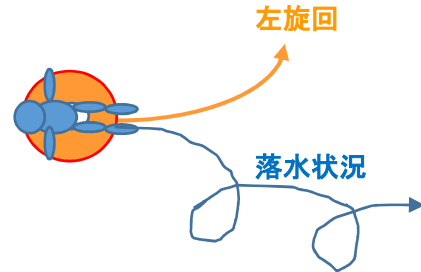


図 1 本件搭乗者の落水状況（イメージ）

船長は、反転し、搭乗者に近寄って本件浮体に乗るよう声を掛けたところ、搭乗者が本件浮体につかまったものの自力で上がることができず、また、船長 1 人では搭乗者を本船に引き揚げることができなかったので、本船と本件浮体との連結を解き、出発した湖岸に帰って一緒に遊走に来ていた知人達に応援を求めた。

船長は、知人の 1 人を乗せて搭乗者のところに戻り、別の水上オートバイで来援した他の知人と共に意識不明の状態となった搭乗者を本船に引き揚げたところ、搭乗者が両足を大腿部から切断されて出血していることに気付いた。

船長は、知人経由で救急車を要請するとともに警察に通報した。

搭乗者は、病院に救急車で搬送されたものの、死亡が確認され、失血死と検案された。

（付図 1 事故発生場所概略図 参照）

#### その他の事項

船長は、知人とその家族合わせて 10 人と共に、08 時 30 分ごろから湖岸で弁当を食べたり、2 艇の水上オートバイを使用して交替で遊走したりしていた。

船長は、本事故発生前、搭乗者が缶ビールを飲んでいるのを目撃したが、本件浮体に搭乗させた時、酔っている様子はないと思った。

船長は、本事故発生後、警察官によるアルコールチェックを受けたが、呼気からアルコールが検出されなかった。

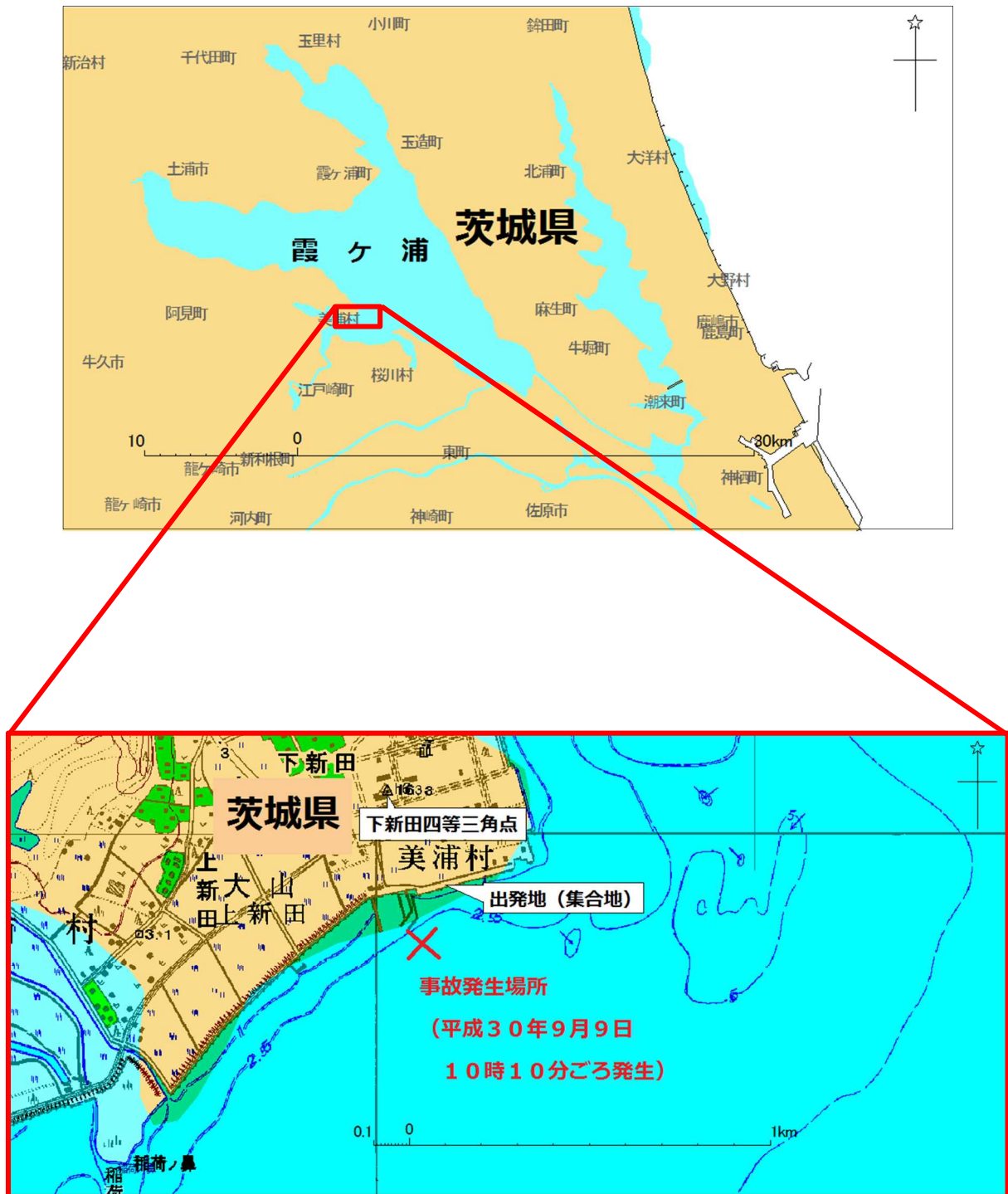
船長は、旋回した際、本件浮体が波により弾みながら遠心力により振られたことにより、搭乗者の両手が取っ手から離れ、搭乗者が落水したかもしれないと本事故発生後に思った。

搭乗者は、本事故当時、海水パンツと固形式救命胴衣を着用しており、本事故後、上半身には本事故によるものと思われる外傷が認められなかった。

本事故発生場所付近の水深は、約 3 m であった。

	<p>本事故発生場所付近からは、搭乗者の負傷に直接関係したと思われる浮遊物等を発見することができなかった。</p> <p>本事故当時に使用していた水上オートバイ、本件浮体及びえい航索からは、本事故に関係したと思われる痕跡及び血痕が認められなかった。</p> <p>本事故発生前の搭乗者の健康状態は、ふだんと変わらないように見えた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>搭乗者は、失血死した。</p> <p>本船は、霞ヶ浦南部において、本件浮体をえい航して遊走中、船長が約40km/hの速力で旋回し、本件浮体が遠心力により振られて搭乗者が落水した際、外傷を負って死亡した可能性があると考えられる。</p> <p>搭乗者は、落水した際、水面または水中の浮遊物等に接触して負傷し、出血死に至った可能性があると考えられるが、浮遊物等を発見できなかったことから、負傷した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、霞ヶ浦南部において、本件浮体をえい航して遊走中、船長が約40km/hの速力で旋回し、搭乗者が落水して外傷を負ったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、浮体をえい航して旋回する際、浮体が遠心力により振られて搭乗者が落水することを念頭に置き、海面または湖面の状態等を考慮し、安全な旋回半径及び速力で旋回すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院 電子地形図25000使用